

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】2024年12月20日時点
～2025年1月31日		2025年2月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>4 第6種契約に係るもの</p> <p>4-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区別に係る料金の適用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目及び細目に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 (ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別 A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース1の2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース1の2</td> <td>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 区別に係る料金の適用	(略)	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 (ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別 A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース1の2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース1の2</td> <td>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース1	コース1の2以外のもの	コース1の2	当社が別に定めるDSL回線を利用するもの	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>4 第6種契約に係るもの</p> <p>4-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目及び細目に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 (ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別 A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td> DSL回線を利用するもの (注) 符号伝送速度の上限については、 この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) (略)	(略)	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 (ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別 A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td> DSL回線を利用するもの (注) 符号伝送速度の上限については、 この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース1	DSL回線を利用するもの (注) 符号伝送速度の上限については、 この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
区 分	内 容																						
(1) 区別に係る料金の適用	(略)																						
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 (ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別 A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース1の2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース1の2</td> <td>当社が別に定めるDSL回線を利用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース1	コース1の2以外のもの	コース1の2	当社が別に定めるDSL回線を利用するもの																
区 別	内 容																						
コース1	コース1の2以外のもの																						
コース1の2	当社が別に定めるDSL回線を利用するもの																						
区 分	内 容																						
(1) (略)	(略)																						
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 (ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別 A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td> DSL回線を利用するもの (注) 符号伝送速度の上限については、 この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース1	DSL回線を利用するもの (注) 符号伝送速度の上限については、 この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。																		
区 別	内 容																						
コース1	DSL回線を利用するもの (注) 符号伝送速度の上限については、 この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。																						

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】2024年12月20日時点
～2025年1月31日		2025年2月1日～

(注) 本欄に規定する当社が別に定める
D S L回線は、東日本電信電話株式
会社の契約約款及び料金表に規定す
るメニュー4のタイプ2のプラン2
のものとします。

備考

1 タイプ3のD S L回線の符号伝送速度の上限に
ついては、この表に定めるところによるほか、その
D S L回線に係る特定協定事業者の契約約款及び
料金表に定めるところによります。

2 削除

B～E (略)

(ウ) (略)

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係るI Pアドレス

区 別	内 容
プラン1	その第6種契約に係るI Pアドレスの数が、1個のもの
プラン2	その第6種契約に係るI Pアドレスの数が、8個のもの
プラン3	その第6種契約に係るI Pアドレスの数が、16個のもの
プラン4	その第6種契約に係るI Pアドレスの数が、32個のもの
プラン5	その第6種契約に係るI Pアドレスの数が、64個のもの

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カ
テゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9
(カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレス

B～E (略)

(ウ) (略)

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係るI Pアドレス

区 別	内 容
(略)	(略)

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カ
テゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9
(カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレス

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

による区別が固定タイプのものに限ります。)であ
って、アクセス回線による区別がタイプ3又はタ
イプ4のものに限り適用します。この場合、アクセ
ス回線による区別及びアクセス回線の細目等によ
る区別ごとに提供するプランは、次表のとおりと
します。

区 別		提供するプラン
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3
	コース1の2	プラン1からプラン3
タイプ4	(略)	(略)

(オ) (略)

(カ) (略)

イ (略)

ウ 品目

(ア) (略)

(イ) タイプ3のもの

[A](#) コース1のもの

品 目	内 容
1Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

による区別が固定タイプのものに限ります。)であ
って、アクセス回線による区別がタイプ3又はタ
イプ4のものに限り適用します。この場合、アクセ
ス回線による区別及びアクセス回線の細目等によ
る区別ごとに提供するプランは、次表のとおりと
します。

区 別		提供するプラン
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3
タイプ4	(略)	(略)

(オ) (略)

(カ) (略)

イ (略)

ウ 品目

(ア) (略)

(イ) タイプ3のもの

コース1のもの

品 目	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
24Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考	
1 1 Mb/s品目のものは、カテゴリ 1 及びカテゴリ 3 に限り提供します。	
2 24Mb/s品目のものは、D S L回線が西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。	

B コース1の2のもの

<u>品目</u>	<u>内容</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>

(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2 (略)	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

47Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
--------	---

(ウ) (略)

(3)～(12)
(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア 削除

イ タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

(略)

(イ) コース1の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>プラン1のもの</u>	<u>8,800円(9,680円)</u>
<u>プラン2のもの</u>	<u>13,800円(15,180円)</u>
<u>プラン3のもの</u>	<u>28,800円(31,680円)</u>

ウ～オ (略)

(2) カテゴリー2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ3のもの	コース1のもの (略)
	<u>コース1の2のもの</u> <u>1,620円</u> <u>(1,782円)</u>
タイプ4のもの	(略)

	(ウ) (略)
(3)～(12) (略)	(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア 削除

イ タイプ3のもの

コース1のもの

(略)

ウ～オ (略)

(2) カテゴリー2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ3のもの	コース1のもの (略)
タイプ4のもの	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

(3) カテゴリー 3のもの

ア タイプ3又はタイプ4のもの

月額

区 分		単 位	料 金 額
タイプ3のもの	コース1のもの	1の契約ごとに	(略)
	コース1の2のもの		2,650円 (2,915円)
タイプ4のもの	(略)	1の契約ごとに	(略)

イ～ウ (略)

(4)～(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	250円 (275円)
追加利用するメールアドレスが2の場合	350円 (385円)
追加利用するメールアドレスが3の場合	450円 (495円)

備考

(3) カテゴリー 3のもの

ア タイプ3又はタイプ4のもの

月額

区 分		単 位	料 金 額
タイプ3のもの	コース1のもの	1の契約ごとに	(略)

タイプ4のもの	(略)	1の契約ごとに	(略)
---------	-----	---------	-----

イ～ウ (略)

(4)～(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ3のコース1 若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ2、カテゴリ3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ6、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ3のコース1又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ2、カテゴリ3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ6、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
利用するメールアドレスが1の場合	250円 (275円)
利用するメールアドレスが2の場合	350円 (385円)
利用するメールアドレスが3の場合	450円 (495円)
利用するメールアドレスが4以上の場合	利用するアドレス数に150円(165円)を乗じて得た額

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ3のコース1 若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コー

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ1 (タイプ3のコース1又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースG

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】2024年12月20日時点
～2025年1月31日	2025年2月1日～	
<p>スP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。)) 又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)) に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>4-2-3～4-2-7 (略)</p> <p>第2表 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>料金表別表1 削除</p> <p>料金表別表2 削除</p> <p>料金表別表3 (略)</p>	<p>Fであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリ8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。)) 又はカテゴリ9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)) に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>4-2-3～4-2-7 (略)</p> <p>第2表 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>料金表別表1 削除</p> <p>料金表別表2 削除</p> <p>料金表別表3 (略)</p>	